

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

世帯内の同じ保険の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月～翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下記の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。(平成20年4月～平成21年7月末の16カ月間の自己負担額については次のカッコ内の基準額が適用になります。)

70歳未満の方の基準額

- 1 世帯員全員の合計所得が600万円を超える場合など
126万円(168万円)
- 2 世帯員全員が住民税非課税の場合
34万円(45万円)
- 3 ①・②以外の場合
67万円(89万円)

70歳以上の方の基準額

- 1 高齢者受給者証または後期高齢者医療被保険者証の負担割合が「3割」となっている場合
67万円(89万円)
- 2 世帯員全員が住民税非課税の場合
31万円(41万円)
- 3 ②のうち、世帯員全員の所得が年金収入80万円以下などの場合
19万円(25万円)
- 4 ①・②・③以外の場合
56万円(75万円)

例 72歳の夫婦三人世帯で住民税非課税の場合このように軽減されます

これまでは…

年間で医療費25万円、介護サービス費25万円支払い

年間の負担 50万円

これからは…

年間50万円を支払った後、支給の申請をすると
基準額:31万円(世帯員全員が住民税非課税の場合)
を超えた金額19万円をお返しすることになります。

年間の負担 31万円

申請の手続き方法

- 支給の対象となる方には、12月ごろに通知でお知らせしますので保健福祉課健康推進係・介護高齢係に申請してください。社会保険などの被保険者は管轄する社会保険事務所もしくは会社の保険担当者へ申請方法などをお問い合わせください。
- 次に該当する方には、お知らせできない場合がありますので該当すると思われる方はお問い合わせください。
平成20年4月～平成21年7月末までの間に、
 - ・御代田町に転入された方
 - ・ほかの医療保険から国民健康保険に加入された方
- 具体的な手続きやご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

●問い合わせ先● 保健福祉課 健康推進係 32-2554 介護高齢係 31-2512

提出期限は2月1日です

平成22年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

工場・商店・農業・サービス業などを経営されている、駐車場やアパートを貸しているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

申告が必要な償却資産

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に使用することができる資産で、次の6種類に分かれています。

① 構築物	舗装路面・塔 など
② 機械および装置	工作機械・製造加工機械・建設機械・動力配線設備・ポンプ など
③ 船舶	ボート、ヨット など
④ 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
⑤ 車両および運搬具	貨車・客車・トラック など
⑥ 工具・器具・備品	測定工具・医療用器具・机・イス・ロッカー など

原則として申告の対象にならないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、一括し3年間で償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

申告の方法

○前年度申告をされた方

町から12月中旬に申告書を送付しますので、平成21年1月から同年12月末日までに増加・減少した資産、または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○今年度新規に申告される方

今回初めて申告される方は、申告書が税務課資産係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。なお、事業を行っていても、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

○電算処理で申告される方

事業所独自のコンピュータで申告書を作成される場合は、平成22年1月1日現在の全資産を申告してください。

平成21年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築などに伴い、平成21年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしていない方で、『家屋取壊届出書』をまだ提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。『家屋取壊届出書』を提出していたただかないと、取り壊した家屋が台帳に登録されたままとなり、引き続き固定資産税が課税されますので、必ず届出をしてください。

なお、課税対象となっている家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付してあります。課税明細書により確認ができます。

所有者が亡くなられた場合は、相続登記を完了されるまでの間、固定資産税などの賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者を『相続人代表者指定届出書』により提出してください。

申告書の提出期限

申告期限は、地方税法第383条で1月31日と定められていますが、日曜日のため2月1日となります。申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

問い合わせ先 税務課資産税係(内線42・49番)